

【諮問第42号】

15川公審第1号
平成15年5月23日

川崎市教育委員会
委員長 黒田俊夫様

川崎市公文書公開審査会
会長 安富 潔

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立てについて（答申）

平成7年12月25日付け7川教庶第736号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成7年9月28日付けで、旧川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成6年6月10日付け教育長通知（児童生徒への体罰防止の徹底について）に対する 中学校の回答書及びそれを受けて教育委員会が指導した内容を記した文書又は会議録など」の閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成7年10月12日付けで、同時に大量の請求が行われたことを理由として、条例第10条第2項の規定に基づく公文書閲覧等決定期間延長を異議申立人に通知した。

実施機関は、平成7年10月31日付けで、本件請求対象の公文書のうち「教育委員会が行った指導内容の文書又は会議録」については該当する公文書が存在しないとして非公開とし、その他の文書については承諾するとの一部公開処分を行った。

異議申立人は、平成7年11月18日付けで、公文書が存在しないとして非公開とされた部分の処分について、この処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第42号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成8年4月11日付け意見書及び平成15年1月17日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対し、決定期間を延長した理由として「同時に大量の請求」が行われたこととしているが、公文書不存在の場合、5件程度の請求が決定期間を延長するほどの大量に該当するのか。また、本件一部公開処分時から平成8年2月29日まで処分理由の説明がなされなかった理由はなにか。
- (2) 処分理由の説明では、実施機関が文書化するか否かは、業務の性質、実務上の必要性の程度を検討して判断することであるが、その程度を客観的・合理的に判断することなく、文書の作成・管理の必要性を認めていない。
- (3) 本件請求の対象公文書である教育長通知に基づき、51中学校から集約された体罰根絶のための報告は大量の情報量であり、量的事務処理上の必要、体罰根絶指導業務の必要、指導の周知徹底の必要からは、回答概要、問題点及び指導内容についての調査結果報告を文書化して処理することが必要不可欠である。

したがって、本件請求に対して非公開とされた部分の文書が作成されておらず、存在しないことは信じがたく、仮に作成していないのならば、作成すべき文書を作成しなかったとの不作為を文書不存在の名の下に合理化するための強弁である。

4 実施機関の主張要旨

平成8年2月29日付け処分理由説明書及び平成14年11月21日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

教育長通知は、体罰防止の徹底について通知したもので、各学校では、この通知に従って「体罰のない学校づくり」をテーマに研修等を行い、その結果を報告書として実施機関に提出したものである。

教育長通知では、研修の実施に際しての視点及び方法を例示するにとどめ、研修の具体的な実施等については各学校の主体的な取組みに委ね、研修結果の報告のみを求めたものである。

したがって、教育長通知に基づく報告は、実施機関がさらに指導を行うことを目的として求めたものではなく、また、実施機関がその報告によって指導した事実もない。

なお、実施機関は、日常的に行う課題の検討や指導などについて、その経過や結論に関してすべてを文書化して管理する方法は採っておらず、文書化管理は業務上の性質、実務上の必要性から判断している。

以上のとおり、指導を行った事実はないので、本件請求に対して非公開とした部分の公文書は、存在しない。

5 審査会の判断

本件は、実施機関が本件請求に対して非公開とした部分の対象公文書は不存在として一部公開処分を行ったものである。このような実施機関の処分の当否についての審査は、中学校の回答書によって実施機関が行った指導内容の文書又は会議録が作成されたか否かという事実の問題であるが、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる（条例第15条第5項）にとどまり、当該対象公文書が存在していると推認することはできなかった。

実施機関は、処分理由説明書及び事情説明聴取において、本件請求に対して拒否した部分の対象公文書は不存在と述べており、審査会として当該対象公文書の存在を認めることができない以上、実施機関の本件一部公開処分を不当とすることはできない。

しかしながら、文書不存在を理由とする拒否処分の場合、その原因となる事情は様々であるが、文書を作成せず、文書が存在しないというときには、実施機関による文書作成義務の不履行の可能性が検討されなければならない。

本件において、教育長通知による中学校の回答書に対し、実施機関が指導を行った内容について、文書又は会議録を作成していない理由を、実施機関は、文書作成、管理等の必要性が認められないということとどまるが、教育長の通知が児童生徒の体罰防止の徹底についてという内容であり、それに対する回答書を受けて実施機関が指導した内容を記した文書の作成、管理等の必要性が認められないのか、必

ずしも十分な説明がなされているとはいえない。もっとも、そのことにより、本件処分が不当であるということとはできない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸夫

委員 高岡 香

委員 三浦 俊介

委員 安富 潔